



建指 第 10 号

令和 2 年 4 月 15 日

(公社)全日本不動産協会茨城県本部 様

水戸市長 高橋 靖



水戸市開発審査会付議基準の改正について（通知）

平素より本市の宅地開発行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
今般、下記のとおり基準の改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 主な改正内容

(1) 包括承認基準の条例化

- ア 旧包括承認基準 1（既存集落内の自己用住宅）
- イ 旧包括承認基準 5（世帯分離のための自己用住宅）
- ウ 旧包括承認基準 7（小規模既存集落内の自己用住宅）
- エ 旧包括承認基準 8（道路位置指定を受けた区域内の住宅）

(2) 包括承認基準の番号の繰り上げ等

(3) 用語の定義等の文言整理

(4) 包括承認基準 18（既存宅地における自己用住宅）の制定

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

※改正後の基準については、ホームページをご覧ください。

水戸市役所ホーム>各課の業務>都市計画部>建築指導課>宅地開発に関すること

問合せ先 水戸市都市計画部建築指導課開発指導室
TEL (029) 232-9210